

佐久大学人間福祉学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は佐久大学人間福祉学部における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目等)

第2条 開設する授業科目、配当年次・学期及び単位数並びに必修・選択・自由の別等は、別表第1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。履修登録は、履修届を教務課に届け出ることによって行うものとする。

2 授業科目によっては、その内容との関連において、それぞれ先行して履修すべき科目（以下「先修科目」という。）の単位を修得あるいは修得見込みでなければならない。

3 先修科目は、別表第2のとおりとする。

4 学生は、3年次前期の履修登録時に主専攻とする教育群を選択して登録する。

(履修登録の制限)

第4条 次の各号に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、48単位とする。ただし、一部の科目の単位は、上記単位に含めないものとし、その科目は別表第3のとおりとする。願い出により、上限を超えて履修登録を認める場合がある。

4 資格課程に登録または仮登録していない場合は当該資格の指定科目となっている自由科目の履修登録をすることができない。

(履修登録の変更)

第5条 履修登録後は、毎学期の所定の期間に限り、授業科目の変更及び追加、取り消しを認める。それ以外の期間については、原則として履修登録の変更は認めない。

(成績評価)

第6条 各授業科目について、講義及び演習の場合は2/3以上、実習及び実技の場合は4/5以上出席した場合に成績評価の対象となる。

2 各授業科目の学修の評価と単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験などにより行う。

3 成績の評価は、学則第31条に基づき、次のとおりとする。ただし、成績評価の対象とならない授業科目の成績表示は、「欠」とする。

判定	合 格					不合格
評価	S	A	B	C	合	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	—	59点以下

(総合成績評価)

第7条 前条の成績評価に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは、次のとおりとする。

判定	合 格				不合格
評価	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

3 GPAは、学期毎に以下の計算式によって算出する。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和}}{(\text{履修登録した授業科目の単位数}) \text{の総和}}$$

※小数点第3位以下四捨五入

4 GPAは、学期毎に履修登録した授業科目を対象として算出されたGPA（「学期GPA」という。）及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出されたGPA（「通算GPA」という。）の2種類とする。

(追試験)

第8条 疾病、その他やむを得ない事情により試験を欠席した者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願と追試験料を当該試験実施後5日以内に、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書又は理由書を添えて教務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

3 追試験の成績評価は、80点を上限とする。

(再試験)

第9条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、科目責任教員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

2 試験を欠席した者のうち第8条1項に該当しない場合、科目責任者の判断により、再試験を行うことがある。

3 前項の再試験を許可された者は、再試験願を指定された期日までに、再試験料を添えて教務課に提出しなければならない。

4 再試験で合格した場合の成績評価は、Cとする。

(進級の要件・仮進級)

第10条 2年次から3年次の進級については必修科目の80%以上を修得していることを要件とする。

2 進級の認定は、学年末に教授会の審議を経て、学長が行う。

(留年)

第11条 第10条第2項に定める認定がなされなかった者は、2年次に留年とする。

(再履修)

第12条 単位を修得できなかった授業科目については、原則として再履修する。

(不正行為)

第13条 試験において不正行為をしたときは、当該授業科目を不合格とする。また、同学期内の以後の試験の受験資格を与えない。

(既修得単位の認定)

第14条 入学前又は入学後に大学、短期大学、高等専門学校の特攻科、その他文部科学大臣が定める学修で修得した単位は60単位を超えない範囲で卒業要件単位として認定する。

2 認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書により所定の期日までに申請し、審査を受けなければならない。

3 単位認定された授業科目の成績表示は、「合」とする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附則 1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目等 (第2条関係)

〈略〉 シラバス「教育課程表 (令和3年度入学生用)」参照

別表第2 先修科目 (第3条関係)

(令和3年度入学生用)

授業科目名	先修科目
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (3前)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ (2後)
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ (3後)	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (3前)
ソーシャルワーク演習Ⅴ (4前)	ソーシャルワーク実習 (3通)
精神保健ソーシャルワーク実習 (4通)	ソーシャルワーク実習 (3通) 精神保健ソーシャルワーク実習指導Ⅰ (3後)
精神保健ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (4通)	精神保健ソーシャルワーク実習指導Ⅰ (3後)

別表第3 上限を超えて履修登録を認める科目 (第4条関係)

単位数制限対象外の科目	
卒業単位に算入する科目	CBL実習Ⅰ・Ⅱ コンピュータの基礎演習 運動と健康Ⅰ ヒューマンケア基礎実習 野外活動論
卒業単位に算入しない 自由科目	ソーシャルワーク演習Ⅴ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ソーシャルワーク実習精神医学Ⅱ 精神保健福祉論Ⅲ 精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ 精神保健ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ 精神保健ソーシャルワーク実習